

医学部の収容定員変更の趣旨等を記載した書類

1 収容定員変更の内容

山形県における医師不足を解消し、引き続き地域医療を担う医師を養成し確保する観点から、山形大学医学部医学科の収容定員について、以下のとおり変更（増員）を行う。

入学定員 110 人 → 120 人（平成 31 年度まで）

収容定員 640 人 → 660 人

2 収容定員変更の必要性

本学医学部においては、昭和 54 年に第 1 期生を医師として輩出して以降、着実に山形県内の医療を支える医師を養成し、また定着を図ってきた。山形県内の自治体病院に勤務する地元大学卒業医師の割合では、現在約半数を占めるなど、県内唯一の医師養成機関として重要な役割を担ってきたものである。

山形県内自治体病院における山形大学医学部卒業医師の状況

年	自治体病院数	医師総数（A）	山大卒業医師（B）	（B）／（A）
昭和 55 年	24 件	309 人	8 人	2.6%
平成 18 年	26 件	735 人	356 人	48.4%
平成 19 年	26 件	737 人	358 人	48.6%
平成 26 年	25 件	801 人	429 人	53.6%

しかしながら、厚生労働省の調査によると、山形県の人口 10 万人当たりの医師数は、全国平均を下回っており、かつ、地域ごとに偏在している状況下にある。さらに、山形県の 100km² 当たりの医師数は、全国平均の約 3 分の 1 と大きく下回っている。

人口 10 万人当たりの医師数と面積当たりの医師数の比較

	医師数 （人）	人口 10 万人 当たりの医師数		面積 （km ² ）	面積当たりの 医師数 （人/100km ² ）	
			順位			順位
	（a）	（b）	（c）	（d）	（e）＝ （a）／（d）	（f）
全国	311,205	244.9	—	372,967.49	83.4	—
山形	2,606	230.4	29	9,323.15	28.0	42

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

総務省統計局「社会生活統計指標」

※ 医師数は平成 26 年末現在、面積は平成 27 年 10 月 1 日現在

現在の医療を取り巻く環境や社会状況の変遷に伴い、医師の地域偏在による医師不足は依然として深刻な問題であることは、周知の事実である。さらに、この医師不足問題、中でも地域医療に従事する医師、小児科や産婦人科といった特定の診療科に従事する医師の確保が喫緊の課題となっている。

また、本学が位置する山形県は、先の新医師確保総合対策においても医師不足が特に深刻と認められる県に指定されたことから、早急に県と連携協力を行い、医学部の収容定員増と奨学金制度の充実等、医師の確保並びに医師の地域定着策を講じ、平成 20 年度に医学部の定員を 10 人増員したところである。しかしながら、山形県における医師不足は、依然としてなお深刻な状況下に置かれている。

このことから、山形県における医師不足の解消と地域定着、さらに地域医療レベルの向上を目的として行う県内医師定着率向上策を有効に機能させるため、経済財政改革の基本方針 2008 に基づき、現在の教育体制及び実習等の受入態勢を勘案し、先に認可された緊急医師確保対策による 5 人に加え、さらに入学定員の 5 人増員を図った。

また、地域の医療を取り巻く現状は厳しさを増し、医師不足の解消は極めて喫緊の課題であることから、平成 21 年 6 月 23 日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2009」を踏まえ、地域の医師確保等に早急に対応するため、山形県の医師確保に係る奨学金を活用し、地域医療等に従事する明確な意思を持った学生を確保するため、入学定員の 5 人増員を図った。

以上のとおり、計 25 人の入学定員増員を行ってきたところであるが、そのうち 15 人について、平成 29 年度入学までの増員とされているものである。しかし、本県における医師確保は引き続き対策が必要な状況にあり、今後もその対応を行うに当たり、本県唯一の医学科設置大学である本学医学部における定員増員の継続措置は必要不可欠であることから、平成 29 年度入学までの増員が認められている 15 人のうち、10 人

について、再度の定員増員を図るものである。

このように、本学医学部においては、入学定員の増員を図ることにより、引き続き山形県の医師確保に中核的な役割を果たすとともに、山形県における医療の向上に貢献することを目指していくものである。

また、山形県は、直面している医師不足解消のために以下の重要施策を掲げ、県及び本学医学部附属病院をはじめとする県内医療機関とともに一丸となって医師確保に取り組んでいるものである。

- 医師確保対策を総合的に実施する「地域医療支援センター」のもと、各種医師確保対策事業を実施していく。
- 「山形方式・医師生涯サポートプログラム」を中心に、総合的に施策を推進していく。
- 県全体で人口 10 万人対全国平均値を目標に、引き続き医師数を増加させるとともに、地域医療に従事する医師や特定診療科の医師の確保を進める。
- 平成 16 年 4 月からの臨床研修の必修化により研修医の流動化が生じており、医学生に対し、本県医療提供体制の現状や県内臨床研修病院プログラムを P R していく。
- 医師の業務の増加や医療の高度化、救急医療の増加等により、病院勤務医の労働が荷重となっており、特に地域の中核病院における病院勤務医の不足が深刻であることから、病院勤務医確保の支援や労働環境の整備を推進していく。
- 県内高校から医学部への進学者の増加や山形大学医学部に入学する県外出身者の県内

定着などライフステージに合わせた効果的な医師確保対策を推進していく。

〔期待される成果〕

- 1) 山形県の地域医療を担う医師の育成及び確保
- 2) 地域医療施設の医師充足率の向上に伴う、勤務医の研修機会の増加等、生涯教育による地域医療レベルの向上

さらに、山形県では、県内の医療機関に勤務する医師を確保することを目的として、1) 地域医療従事医師確保修学資金 2) 特定診療科医師確保修学資金 3) 山形大学医学部修学資金 を用意しているものである。〔資料1〕

本学医学部としても、引き続き山形県と連携し、オープンキャンパスや医学部入学式等において本制度を広く周知し、一層医師の本県への定着率を促進させたいと考えている。

1) 地域医療従事医師確保修学資金

大学を卒業した後、県内の公立病院等（へき地の公立病院を含む）に勤務しようとする医学を履修する課程に在学する者に対しての修学資金

〔貸与者数〕

年 度	県全体の貸与者数	うち山形大学在学者
平成 24 年度	3 人	3 人
平成 25 年度	7 人	4 人
平成 26 年度	8 人	6 人
平成 27 年度	8 人	7 人
平成 28 年度	10 人	5 人

2) 特定診療科医師確保修学資金

大学を卒業した後、県内の公的医療機関の特定診療科等（小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療）に勤務しようとする医学を履修する課程に在学する者に対しての修学資金

〔貸与者数〕

年 度	県全体の貸与者数	うち山形大学在学者
平成 24 年度	0 人	0 人
平成 25 年度	2 人	1 人
平成 26 年度	2 人	0 人
平成 27 年度	1 人	0 人
平成 28 年度	9 人	3 人

3) 山形大学医学部修学資金

地元大学に在学する県外出身者に引き続き山形県に定着してもらうことを目的として、創設した修学資金

平成 24 年度	5 人
平成 25 年度	7 人
平成 26 年度	4 人
平成 27 年度	7 人
平成 28 年度	13 人

3 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

(1) 山形県の地域医療を担う医師の養成のためのプログラム

山形県の地域医療を担う医師の養成のためのプログラムとして、地域医療の必要性及び重要性を理解し、卒業後、本学医学部附属病院で初期臨床研修を行う。その後、山形県内の病院で医師として地域医療に従事する意識を持ち続けさせるために、6年一貫教育として、引き続き充実した地域医療に関する授業を実施する。

学年	科目名	期間	場所	教育内容
1 年	早期医学・医療 体験学習	前期	医学部 講義室 及び 消防署	山形市消防署員から「山形地区における救急搬送の現状」と山形県立中央病院救命救急センター職員から「病院前救護と病院前医療の体制」の講義を受ける他、山形市及び近隣の市の消防署で救急車に同乗し患者搬送の現場を見学することにより、患者や家族の状況を理解し、救急医療に関心を持たせ、医学に対する興味を高揚させるとともに、地域医療について理解を深めさせる。
4 年	総合医学演習・ 地域医療学	前期	医学部 講義室 及び 最上町立病院、 小国町立病院、 朝日町立病院	過疎化が進み深刻な状況にある山形県の地域医療を取り巻く枠組みや超高齢化社会の到来に伴い重要性の高まる「地域包括ケア」をはじめ地域医療の現状と今後の課題について理解を深めるため、最上地区、置賜・小国地区等の病院に出向き、見学型の実習を行うとともに、各病院長等から、現在病院が抱えている状況や地域医療の必要性等について講義を受け、地域医療について理解を深めさせる。

学年	科目名	期間	場所	教育内容
4 年	社会医学・医療学	後期	医学部講義室	保健統計，疫学，疾病予防，生活習慣病，保健・医療・福祉・介護の諸制度の講義の他，チュートリアル形式の実習を行うことにより，地域保健や生活習慣病，老人保健等の理解を深めさせる。

本学医学部医学科における建学の精神は、「人間性豊かな，考える医師の養成」とし，平成 14 年度から 21 世紀における医学・歯学教育の改善方策に基づく新たなカリキュラム「モデル・コア・カリキュラム」を導入し，充実した臓器別，系統疾患別講義を取り入れ，最新の医学知識を効率よく学ぶことができる体制を構築した。

さらに，共用試験（C B T，O S C E）をいち早く本格導入し，4 年生の 10 月からベッドサイドラーニング（見学型臨床実習 36 週）と 5 年生の 8 月からクリニカルクラークシップ（診療参加型臨床実習 36 週）を行い，臨床技能・態度の修得や問題解決能力のさらなる育成を図っている。

これらの充実したカリキュラムにより，医師国家試験合格率は平成 25 年度以降には国立大学順位がベストテン内（平成 28 年度 8 位）と非常に優秀な成績を収めている。【資料 2】

今後は，引き続き地域医療学に関する教育指導として，山形県における救急医療の実態や過疎地区における医療の現状を学ばせた後，チュートリアル教育において地域医療についての理解をさらに深める。また，最前線の地域医療の講義及び過疎地区における医療現場の見学を通して知識をより確実なものにさせる。

さらに，クリニカルクラークシップの一環として県内の地域医療の現場に出向き，特定機能病院では体験できない症例等を体験させ，患者に直に接することにより地域医療の重要性を再認識させる。

これらの教育を実践することにより，山形県の地域医療を担う医師養成の一層の充実を図るものである。

（２）卒後臨床研修制度の充実等

○「初期臨床研修」

本学医学部附属病院では，6 年生と 5 年生を対象（一部 4 年生を含む。）とした卒後臨床研修等の説明会を，それぞれ年 4～5 回程度開催している。この説明会においては，学部長，病院長はじめ全診療科長（教授）が一体となり，本学医学部附属病院及び県内の医療機関における研修を積極的に推奨するなど，自大学の学生が 1 人でも多く山形県内での研修に残るよう指導を行っている。

また，地域医療の崩壊を防ぐ上でも，1 県 1 医科大学の役割を再認識し，市中病院との連携を図るなどして，大学独自はもとより地域一体で研修医を確保していく必要があることから，独自の魅力ある研修プログラムを作成している。平成 22 年度

から、自由度の高いプログラムA，スーパーローテート方式のプログラムB，特定の診療科の研修に特化した重点コース（外科，救急・麻酔，小児科，産科婦人科）に変更した。〔資料3〕

さらに，日常におけるPRやホームページによる情報提供，また，山形県とも連携し積極的な広報活動を行う等，医師の確保を図るべく鋭意努力をしてきており，その結果，定員充足率は非常に良好な状況にある。〔資料4〕

○「後期臨床研修（専門研修）」

後期臨床研修については，医局単位で自大学出身の初期研修医を中心に，幅広く員数の確保に努めている。教育体制では，各診療科が専門医に要求される研修内容に対応した緻密なプログラムを有しており，専門医受験資格のために必要とされる技能・手技目標をマンツーマンの指導体制で対応している。

また，本院には，関連医療施設の医学・医療の充実と発展を図り，人材養成と地域医療の向上に寄与することを目的として設立された「山形大学蔵王協議会」という組織があり，本学医学部附属病院と関連病院会加盟病院が有機的連携をとりながら，効果的な循環型研修が可能となっている。

- 本学医学部附属病院においては，指導医から臨床研修医まで，さまざまな年齢層の医師が研鑽を積んでいる。こうした環境の中で若い医師のキャリア形成を支援し，卒後臨床研修だけでなく，卒後3年目以降の将来を考え，大学病院の先進的な医療の環境と地域の第一線の医療機関での診療経験を組み合わせられるような新たなプログラムを構築し，若い医師を実力のある専門医として成長させる体制を整備するものである。

別 添

平成 30 年度
医学部入学定員増員計画

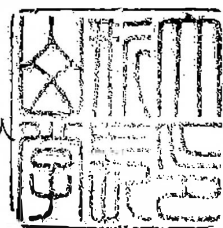
形大企第 1035 号

平成 29 年 7 月 19 日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人山形大学長

小山 清 人



「地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員の増加について（平成 29 年 7 月 10 日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

< 連絡先 >

責任者連絡先	職名・氏名	企画部企画課長・菊地 朗 飯田キャンパス事務部学務課長・高橋 淳
	TEL	023-628-4190 023-628-5045
	FAX	023-628-4849 023-628-5058
	E-mail	kikadai@jm.kj.yamagata-u.ac.jp igakacho@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

1. 現在（平成 29 年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2 年次編入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
1 2 5 名	0 名	0 名	7 5 0 名

（収容定員計算用）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
（ア）入学定員	125	125	125	125	125	125	750
（イ）2年次編入学定員							
（ウ）3年次編入学定員							

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の平成 30 年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2 年次編入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
1 1 0 名	0 名	0 名	6 4 0 名

（収容定員計算用）

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計
（ア）入学定員	110	110	105	105	105	105	640
（イ）2年次編入学定員							
（ウ）3年次編入学定員							

3. 平成 30 年度の増員計画

入学定員	2 年次編入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
1 2 0 名	0 名	0 名	6 6 0 名

（収容定員計算用）

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計
（ア）入学定員	120	120	105	105	105	105	660
（イ）2年次編入学定員							
（ウ）3年次編入学定員							

↓ 内訳

（１）地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増 1 0 名

ア．対象都道府県名及び増員数

大学が所在する都道府県	山形県	1 0 名
-------------	-----	-------

大学所在地以外の都道府県	（都道府県名）	0 名
--------------	---------	-----

（２）（１）のうち平成 29 年度で終了する医学部入学定員の暫定措置の延長に係る入学定員／編入学定員増 1 0 名

ア．対象都道府県名及び増員数

大学が所在する都道府県	山形県	1 0 名
-------------	-----	-------

大学所在地以外の都道府県	（都道府県名）	0 名
--------------	---------	-----

(3) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増 0 名

ア. 連携する大学

(4) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例 0 名

ア. 歯学部の削減人数 名

(歯学部入学定員：29年度 名→30年度 名)

* 編入学定員の削減の場合はその旨付記して下さい。

4. 地域の医師確保のための入学定員増について

① 大学が講ずる措置	通知2(1)記載の「大学が講ずる措置」に係るこれまでの取組について記入して下さい。 平成27年度入試から、医学科一般入試前期日程に8名の地域枠を設け、山形県出身者の入学者増に取り組んできた。 通知2(1)記載の「大学が講ずる措置」に係る平成30年度以降の取組について具体的に記入して下さい。 平成30年度入試から、医学科一般入試前期日程の地域枠を10名(2名の増)とし、更なる山形県出身者の入学者増を図ることとしている。
② 地域医療を担う医師の養成に関する取組	①のほか、地域枠の学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からこれまでの取組について記入して下さい。 山形県内の病院、医療団体、山形県により構成する山形大学蔵王協議会の協力を得て、本学部附属病院のみならず山形県全域の病院でも臨床実習を行えるよう、山形県広域連携臨床実習運営会議(連携病院、山形県、山形大学で組織)を立ち上げ、平成24年度から県内の14連携病院での臨床実習を行っており、地域医療を理解しやすい実習体制としている他、地域医療の重要性を実際に現場で感じさせている。 また、1年次において、「早期医学・医療体験学習」を開講し、山形市消防署員及び山形県立中央病院救命救急センター職員から県内の救急医療に関する講義を受けるとともに、山形市及び近隣の市の消防署で救急車に同乗し患者搬送の現場を見学する等により、早期から地域医療の理解に資する機会を設けている。4年次には、「総合医学演習・地域医療学」及び「社会医学・医療学」を開講し、県内各地区の病院で見学型の実習を行うとともに、各病院長等から、現在病院が抱えている状況や地域医療の必要性等について講義を受ける等、地域医療の理解を深めるための授業を開講し

	ている。 なお、近年の山形県内への定着者数は増加傾向にある。（山形県内で卒後研修を行った者（１年目の数）：平成２６年度４１名、平成２７年度４６名、平成２８年度５０名、平成２９年度４９名）
	上記の観点から平成３０年度以降新たに行おうとする（又は拡充しようとする）取組について記入して下さい。 山形大学蔵王協議会との全面的な協力体制の下、引き続き、山形県広域連携臨床実習運営会議において、地域における臨床実習を推進し、山形県内への定着者数の増加に繋がるよう取り組んでいきたい。
③都道府県等との連携	通知２（２）記載の「都道府県が講ずる措置」について、奨学金の設定主体及び支給額（月額及び卒業までの総支給額）、返還免除の条件、支給対象及び在学中の学生に対する都道府県の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等について具体的に記入して下さい。 また、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第６４号）第４条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。 ○山形県医師修学資金（地域医療従事医師確保修学資金） （１）設定主体：山形県 （２）支給対象： 以下の要件を全て満たす医学生 ・大学卒業後、山形県内の公立病院や地域の診療所に勤務する意思を有していること ・県内出身者（大学入学の前１年間、本人又は一親等の親族が山形県内に居住していること） （３）支給額：年額２００万円、総支給額（最大）１，２００万円 （４）返還免除の条件： ・医師免許を取得した後、山形大学医学部附属病院で臨床研修を行うこと ・臨床研修修了後、直ちに山形県内の公立病院等に勤務した場合において、臨床研修を含む在職期間が、貸与期間の１．５倍（７年に満たないときは７年）に達すること ・当該在職期間のうち２分の１以上の期間は、人口５万人未満の市町村にある公立病院等に在職すること （５）在学中の学生に対する相談・指導 ・地域医療従事医師確保修学資金制度説明会の開催等を通じて、個別相談・指導を実施

	(6) 卒前・卒後のキャリアパス形成 ① 地域医療実習 貸与期間中（大学在学中）、県内の公立病院や診療所等での実習を実施 ② 地域医療研修会 地域医療をテーマとした、自治医科大学卒業医師と、地域医療従事医師との合同研修会の開催 ③ 臨床研修医合同研修会 地域医療に係る講演、及び臨床研修医と県内後期研修病院との情報交換等を実施 ④ 地域医療従事医師への意向調査 年1回の個別面談の実施
④ 都道府県が貸与する奨学金を貸与する者の選抜方法	上記の都道府県が貸与する奨学金について、<u>どのような方法で対象学生を選抜するか、大学と都道府県との連携の在り方も含め、現時点の検討状況を具体的に記入して下さい。</u>なお、複数の方法により選抜を行う場合は、そのすべての方法について、方法ごとの対象人数とあわせて記入して下さい。 県が実施する書類選考及び面接により貸与者を決定する。
	<u>平成22年度以降に同様の枠組みで増員した人数についても、都道府県が貸与する奨学金の対象学生の選抜方法を記入して下さい。</u>なお、複数の方法により選抜を行う場合は、そのすべての方法について、方法ごとの対象人数とあわせて記入して下さい。 県が実施する書類選考及び面接により貸与者を決定する。
⑤ その他	その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組について自由に記入して下さい。 とくに、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、記入して下さい。 県内の高校1年生を対象として、医師としての職業への理解を深め、魅力を伝えることで、医学部への進学を目指す高校生を増やすこと及び参加者のモチベーションの向上に役立てることを目的とした「医師体験セミナー」を山形県健康福祉部地域医療対策課と協力して毎年開催しており、今年で7回目を迎えた。また、3年前から、医師を志す県内の高

	校 2 年生を対象とした「医進塾」を山形県教育庁高校教育課と協力して開催しており、最先端医療や地域医療に関する講話を聞く機会や班別に課題研究型学習に取り組む機会を設け、将来地元で医療に携わる決意を強固にするとともに、参加者同士が刺激し合いながら、目標に向かって最後まで頑張ろうという連帯感の醸成に取り組んでいる。
--	--

5. 研究医養成のための入学定員増について ※該当なし

① 研究医養成に関する実績	通知 1 (2) 及び 3 記載の「研究医養成拠点として相応しい実績」を有していることを説明して下さい。 その際、全国平均や全国ランキング等を活用し、他大学と比較して研究医養成拠点として相応しいことが客観的にわかるよう説明して下さい。
② 大学が講ずる措置	通知 2 (1) 記載の「大学が講ずる措置」に係るこれまでの取組について記入して下さい。 その際、通知 3 に記載の具体例を踏まえて記入して下さい。
③ 研究医養成に関する取組	上記の他、研究医養成の観点からこれまでの取組について記入して下さい。
	上記の観点から平成 30 年度以降新たに（又は拡充しようとする）取組について記入して下さい。

④過去に当該枠組により定員増を実施した場合の現在の状況	（過去に当該枠組による入学定員増を実施した場合のみ記入して下さい。） 過去に当該枠組による入学定員増を実施した際に大学が講ずることとされていた措置の履行状況を記入して下さい。
	（過去に当該枠組による入学定員増を実施した場合のみ記入して下さい。） 過去に当該枠組による入学定員増を実施した際に計画していた取組の進捗状況を記入して下さい。 その際、第三者による評価等により、有効性の高い取組であることが確認できている場合には、その旨がわかるように記入して下さい。
⑤他の研究医養成拠点との役割分担	（当該枠組を活用して入学定員増を実施した大学の連携大学となっている場合（今年度以降に連携大学となろうとする場合を含む。）のみ記入して下さい。） 貴大学が連携大学となっている（今年度に連携大学となろうとする場合を含む。）当該枠組を活用して入学定員増を実施した大学と貴大学との役割分担を記入して下さい。

6. 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例について ※該当なし

①歯学部入学定員削減の具体的内容	歯学部入学定員の削減に係る入学者選抜、教育研究面などの対応について具体的に記入して下さい。また、当該削減に伴う医学部への教育資源の振り替えがある場合は記入して下さい。
②大学が講ずる取組	医学部入学定員の増員に関して大学が講じようとする取組について記入して下さい。

地域医療に関する学部教育のカリキュラムの概要

○地域医療に関する授業

学年	科目名	期間	場所	教育内容
1年	早期医学・医療体験学習	前期	医学部講義室及び消防署	山形市消防署員から「山形地区における救急搬送の現状」と山形県立中央病院救命救急センター職員から「病院前救護と病院前医療の体制」の講義を受ける他、山形市及び近隣の市の消防署で救急車に同乗し患者搬送の現場を見学することにより、患者や家族の状況を理解し、救急医療に関心を持たせ、医学に対する興味を高揚させる。
4年	総合医学演習・地域医療学	前期	医学部講義室及び最上町立病院、小国町立病院、朝日町立病院	過疎化が進み深刻な状況にある山形県の地域医療を取り巻く枠組みや超高齢化社会の到来に伴い重要性の高まる「地域包括ケア」をはじめ地域医療の現状と今後の課題について理解を深めるため、最上地区・置賜地区・村山地区の病院に出向き、見学型の実習を行うとともに、各病院長等から、現在病院が抱えている状況や地域医療の必要性等について講義を行っている。
4年	社会医学・医療学	前期	医学部講義室	保健統計、疫学、疾病予防、生活習慣病、保健・医療・福祉・介護の諸制度の講義の他、チュートリアル形式の実習を行うことにより、地域保健や生活習慣病、老人保健等の理解を深めさせる。

○臨床実習

本学部の臨床実習については、4年次の10月から74週にわたって実施している。その内12週間は広域連携臨床実習として、県内の14連携病院の中から3病院（4週間ずつ）において実施しており、地域医療の重要性を実際に現場で感じさせ、研修先の決定にも資する実習体制としている。

卒後のキャリアパス形成の観点から都道府県と連携した取組

○山形県医師確保推進会議（主催：山形県健康福祉部地域医療対策課）への参加

各地域の関係機関の課題及び現状について、県（保健所を含む）、県医師会、研修病院との情報共有を図り、より効果的な対応等を協議している。

○山形県研修病院ガイダンス（主催：山形県健康福祉部地域医療対策課）への参加

医学生及び研修医を対象としたガイダンスに参加し、本学部附属病院及び研修プログラムの広報活動を行い、研修医増に努めている。



地 医 第 378号
平成29年7月19日

厚生労働省医政局長 殿

山形県知事 吉村 美栄



平成30年度医学部入学定員の増員にあたり講ずる措置について
(平成29年度で終了する医学部入学定員の暫定措置の再度の定員増分)

標記について、平成29年7月10日付け医政発 0710 第1号で通知のありました「地域の医師確保等の観点からの平成30年度医学部入学定員の増加について」
2.(2)に定める都道府県が講ずる措置として、下記の措置を講じます。

記

- ・山形大学が行う医学部入学定員増に伴い、山形県医師修学資金の貸与を、医療審議会の同意を得、山形県議会の議決を経たうえで、医療介護総合確保促進法に基づく県計画に位置付けることとする。

以上



地 医 第 379 号

平成29年7月19日

厚生労働省医政局長 殿

山形県知事 吉村 美栄



平成29年度で終了する医学部入学定員の暫定措置の延長について

標記については、下記の理由により当該措置の延長が必要であることから、平成29年7月10日付け医政発 0710 第1号「地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増加について」5.(2)に基づく書類として提出いたします。

記

- ・平成20年度当時、本県は、医師の不足が特に深刻と認められたことから、新医師確保総合対策に基づき、平成20年度医学部入学定員を10名増員してきたところである。
- ・その後も、平成21年度の緊急医師確保対策をはじめとする国の施策を活用することにより、平成29年度まで、計25名の医学部入学定員の臨時増員等を実施してきたところである。
- ・これらの定員増によって、本県の医師数は着実に増加しているものの、平成26年末の人口10万人あたりの医師数は、230.4人(全国29位)と、全国平均244.9人を下回る状況であり、また、二次医療圏毎の医師数においては、村山地域のみが全国平均を上回り、それ以外の地域では全国平均を下回り、地域による医師の偏在が見られるなど、医師不足が深刻な状況が続いている。
- ・このため、本県唯一の医師養成機関である、山形大学医学部の臨時定員増を上限とした定員増が今後とも必要である。
- ・なお、上記の状況を踏まえ、財政的な支援を含めた配慮を検討いただきたい。

以上

資料目次

- 資料 1 山形県における奨学金及び地域医療プログラムの具体的内容について
- 資料 2 医師国家試験合格者の推移
- 資料 3 平成29年度 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修プログラム
- 資料 4 東北地区大学病院のマッチング状況

山形県における奨学金及び地域医療プログラムの具体的内容について

山 形 県

I 奨学金について

1 奨学金の目的

山形県内の医師数（人口 10 万人対）は、全国平均を下回っており、かつ、特定の診療科や地域ごとに偏在している状況にある。

そこで、山形県では、本県が定める地域や特定の診療科に勤務する医師を確保することを目的として、大学において医学を履修する課程に在学する者で、卒業後直ちに、県内の公立病院等に勤務する意思を持つ者に対し、その修学に必要な資金（修学資金）を貸与する。

2 奨学金の設定

山形県においては、へき地での勤務を条件とする「地域医療従事医師確保修学資金」並びに小児科、産婦人科、麻酔科、放射線科及び救急医療への勤務を条件とする「特定診療科医師確保修学資金」を「対象県が講ずべき奨学金」として設定するものとする。

(1) 奨学金の対象者

当該奨学金については、山形大学医学部に入学した医学部生のうち、「地域医療従事医師確保修学資金」は本県出身者を対象に、「特定診療科医師確保修学資金」は全ての医学部生を対象とし需給希望者を募るものとする。

(2) 都道府県知事が定める医師確保が必要な医療機関の設定

本県における医療資源の状況を勘案し、以下のとおり設定する。

「地域医療従事医師確保修学資金」

返還免除要件として設定した期間のうち、2 分の 1 以上の期間は、人口 5 万人未満の市町村にある公立病院等に在職すること。

「特定診療科医師確保修学資金」

返還免除要件として設定した期間は、山形県内の公的医療機関の特定診療科（小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療）に従事すること。

3 上記の奨学金についての概要

別添 1 のとおり

4 上記の奨学金についての具体的な内容

別添 2 のとおり

II 地域医療プログラムについて

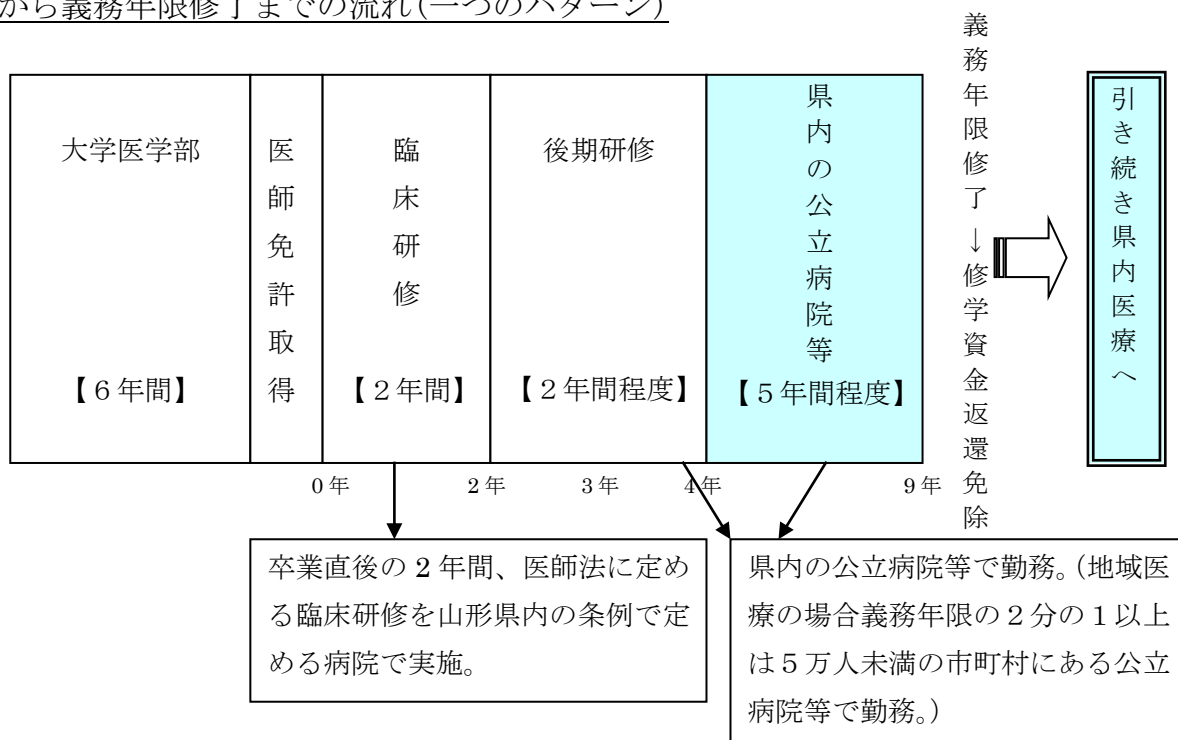
山形大学医学部において「山形県の地域医療を担う医師の養成のためのプログラム」を策定し、平成 20 年度から実施。

山形県における対象県が講ずべき奨学金の概要

① 修学資金の概要

	地域医療従事医師確保修学資金	特定診療科医師確保修学資金
対 象 者	以下の要件を全て満たす医学生 ①大学卒業後、山形県内の公立病院等や地域の診療所に勤務する意思を有していること ②大学入学の前1年間、本人又は親族が山形県内に居住していること	以下の要件を全て満たす医学生 ①大学卒業後、山形県内の公的医療機関の特定診療科（小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療）に従事する意思を有していること
貸 与 額	200万円（年額）	200万円（年額）
返還免除要件	以下の要件を満たした場合 ①医師免許取得後、直ちに山形県内の公立病院等に勤務した場合において、その引き続き在職期間が、貸与期間の1.5倍（7年に満たないときは7年）に達すること ②当該期間のうち、2分の1以上の期間は、人口5万人未満の市町村にある公立病院等に在職すること	以下の要件を満たした場合 ①医師免許取得後、直ちに山形県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院の特定診療科に勤務した場合において、その引き続き在職期間が、貸与期間の1.5倍（7年に満たないときは7年）に達すること ②当該期間のうち、臨床研修修了後の山形大学医学部附属病院の期間は3年を超えないこと

② 入学から義務年限修了までの流れ(一つのパターン)



山形県における対象県が講ずべき奨学金の具体的内容

山形県
医師修学資金しおり

山形県健康福祉部 地域医療対策課
医師・看護師確保対策室



制度の目的

山形県内の医師数（人口１０万人対）は、全国平均を下回っており、かつ、地域ごとに偏在している状況にあります（下表参照）。

そこで、山形県では、県内の医療機関に勤務する医師を確保することを目的として、大学において医学を履修する課程に在学する方で、卒業後直ちに、県内の公立病院等に勤務していただける方に対し、その修学に必要な資金（修学資金）を貸与します。

【参考】山形県内の医師数の状況

（単位：人）

	年	山 形 県							全 国
		総数	市部	郡部	村山 地域	最上 地域	置賜 地域	庄内 地域	
実 数	12	2,307	1,982	325	1,316	126	359	506	255,792
	14	2,383	2,047	336	1,376	124	373	510	262,687
	16	2,431	2,105	326	1,429	121	361	520	270,371
	18	2,452	2,177	275	1,447	118	368	519	277,927
	20	2,499	2,206	293	1,487	119	385	508	286,699
	22	2,589	2,281	308	1,567	116	387	519	295,049
	24	2,598	2,297	301	1,579	113	393	513	303,268
	26	2,606	2,317	289	1,577	109	380	540	311,205
10 万 人 比 率	12	185.4	219.5	95.2	226.3	132.1	145.5	157.8	201.5
	14	193.0	227.4	100.0	236.9	132.2	152.9	160.7	206.1
	16	198.8	235.3	99.0	247.1	131.2	150.0	166.4	211.7
	18	203.0	229.5	106.2	251.8	131.7	155.7	169.2	217.5
	20	210.4	235.4	116.2	260.9	137.1	166.0	169.1	224.5
	22	221.5	246.9	125.8	278.1	137.6	170.5	176.4	230.4
	24	225.5	251.4	126.3	282.5	138.2	176.4	177.9	237.8
	26	230.4	257.4	125.4	285.2	137.7	175.0	191.8	244.9

貸与の申込み

1 修学資金の種別

(1) 地域医療従事医師確保修学資金

大学を卒業した後、県内の公立病院等^(※)（へき地の公立病院等^(※)含み）に勤務しようとする医学を履修する課程に在学する者に対しての修学資金

- 修学資金の額 年額 200万円 （大学の正規の修業年限まで）

(2) 特定診療科医師確保修学資金

大学を卒業した後、県内の公的医療機関^(※)の特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞に勤務しようとする医学を履修する課程に在学する者に対しての修学資金

- 修学資金の額 年額 200万円 （大学の正規の修業年限まで）

➡ 「公立病院等」とは . . .

山形県若しくは市町村（一部事務組合を含む。）又は地方独立行政法人が開設する病院又は診療所

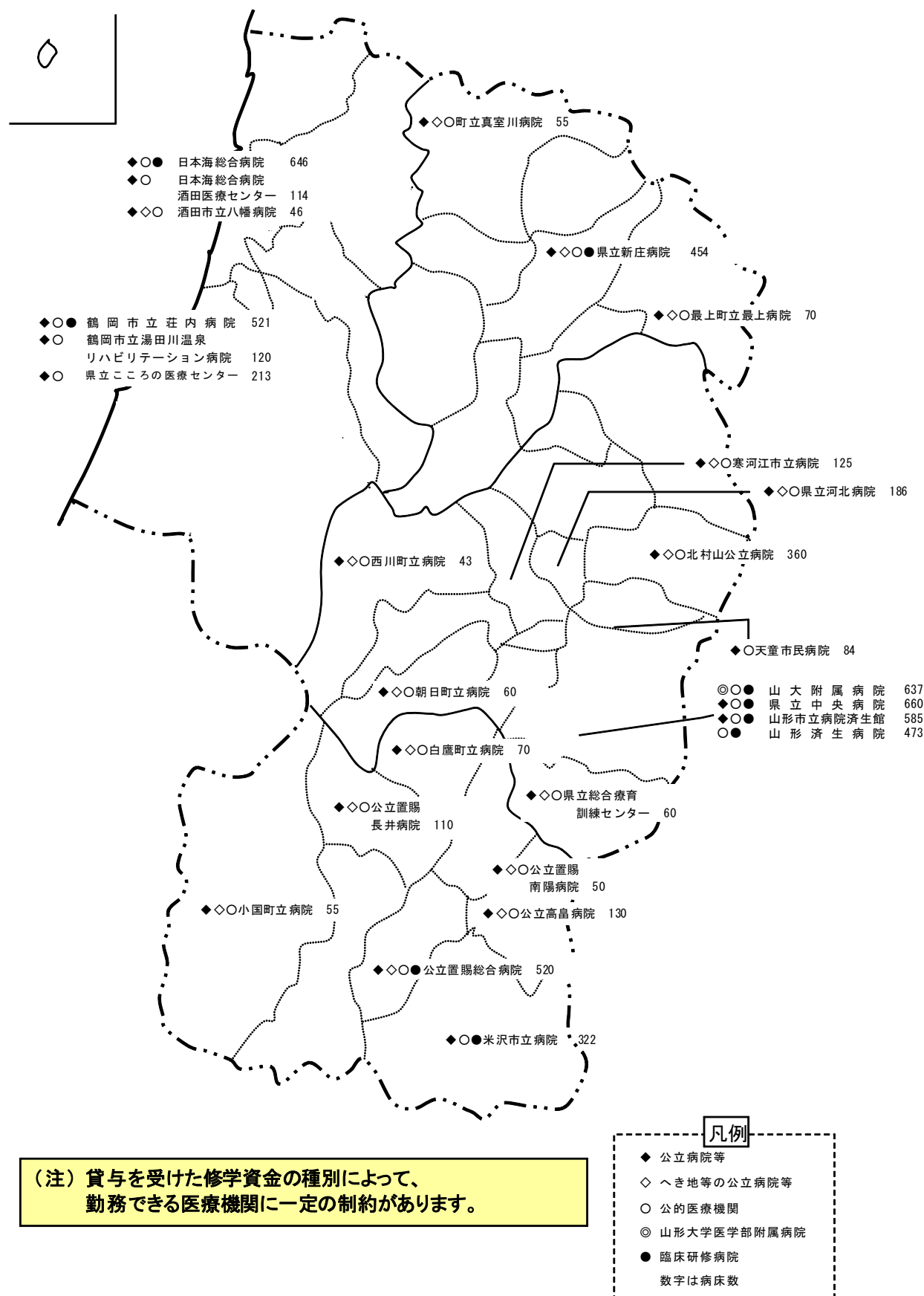
➡ 「へき地の公立病院等」とは . . .

- ① 人口5万人未満の市町村に所在する県内の公立病院等
- ② 人口5万人以上の市に所在する県内の公立病院等であって、医療機関が不足している地域の住民に対して、診療、往診その他在宅医療を積極的に実施していると山形県が認めるもの

➡ 「公的医療機関」とは . . .

上記「公立病院等」及び済生会山形済生病院

【参考】勤務医療機関（診療所を除く）の一覧



山形県内の公的医療機関等一覧

平成29年2月現在

地域	病院 診療所	医療機関名	市町村名	病床数	初期 研修 病院	後期 研修 病院	公立 病院等	うち へき地 ※1	公的 医療 機関
村山	病院	山形大学医学部附属病院	山形市	637	○	○※2			
		県立中央病院	山形市	660	○	○	○		○
		山形市立病院済生館	山形市	585	○	○	○		○
		済生会山形済生病院	山形市	473	○	○			○
		寒河江市立病院	寒河江市	125			○	○	○
		県立総合療育訓練センター	上山市	60			○	○	○
		天童市民病院	天童市	84			○		○
		北村山公立病院	東根市	360			○	○	○
		県立河北病院	河北町	186		○	○	○	○
		西川町立病院	西川町	43			○	○	○
		朝日町立病院	朝日町	60			○	○	○
	診療所	山元診療所	上山市	—			○	○	○
		尾花沢市中央診療所	尾花沢市	19			○	○	○
		岩根沢診療所	西川町	—			○	○	○
		小山診療所	西川町	—			○	○	○
		大井沢診療所	西川町	—			○	○	○
		朝日町立北部診療所	朝日町	—			○	○	○
最上	病院	県立新庄病院	新庄市	454	○	○	○	○	○
		最上町立病院	最上町	70			○	○	○
		町立真室川病院	真室川町	55			○	○	○
	診療所	町立金山診療所	金山町	19			○	○	○
		真室川町立釜淵診療所	真室川町	—			○	○	○
		真室川町立及位診療所	真室川町	—			○	○	○
		大蔵村診療所	大蔵村	—			○	○	○
		肘折温泉療養相談所	大蔵村	—			○	○	○
		戸沢村中央診療所	戸沢村	—			○	○	○
置賜	病院	米沢市立病院	米沢市	322	○	○	○		○
		公立置賜長井病院	長井市	110			○	○	○
		公立置賜南陽病院	南陽市	50			○	○	○
		公立高畠病院	高畠町	130			○	○	○
		公立置賜総合病院	川西町	520	○	○	○	○	○
		小国町立病院	小国町	55			○	○	○
		白鷹町立病院	白鷹町	70			○	○	○
	診療所	南陽市国保小滝診療所	南陽市	—			○	○	○
		公立置賜総合病院川西診療所	川西町	—			○	○	○
		飯豊町国保診療所	飯豊町	—			○	○	○
庄内	病院	中津川診療所	飯豊町	—			○	○	○
		鶴岡市立荘内病院	鶴岡市	521	○	○	○		○
		鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市	120			○		○
		県立こころの医療センター	鶴岡市	213		○	○		○
		日本海総合病院	酒田市	646	○	○	○		○
		日本海総合病院酒田医療センター	酒田市	114			○		○
		酒田市立八幡病院	酒田市	46			○	○	○
	診療所	鶴岡市国保大綱診療所	鶴岡市	—			○		○
		鶴岡市国保上田沢診療所	鶴岡市	—			○		○
		酒田市飛鳥診療所	酒田市	—			○		○
		酒田市立升田診療所	酒田市	—			○		○
		酒田市立青沢診療所	酒田市	—			○		○
		酒田市国保松山診療所	酒田市	—			○	○	○
		酒田市国保地見興屋診療所	酒田市	—			○		○

※1 人口5万人未満の市町村に所在する公立病院等又は人口5万人以上の市に所在し、医療機関が不足している地域住民に対して、診療、往診
 その他在宅医療を積極的に実施していると県が認める公立病院等。勤務の調整については、「山形県地域医療支援機構」が行う。

※2 山形大学医学部附属病院の期間(後期研修)は地域医療では2年以内、特定診療科及び山大修学資金では3年以内。

2 申込み資格

以下の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 地域医療従事医師確保修学資金

- 大学卒業後、県内の公立病院や地域の診療所に勤務する意思を有していること
- 大学の医学を履修する課程に在学していること
- 大学入学の前1年間、本人又は親族等（配偶者・一親等の親族に限る。）が県内に居住していること

※ 当該修学資金の貸与を受けた場合であっても、特定診療科での勤務を希望し、知事が適当と認めた場合には、特定診療科医師確保修学資金と同様の勤務により、修学資金の返還債務が免除されます。（17頁参照）

(2) 特定診療科医師確保修学資金

- 大学卒業後、県内の公的医療機関の特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞に勤務する意思を有していること

※ 申込み時に、希望する特定診療科を選択していただきますが、特定診療科の中であれば変更しても構いません。

また、当該修学資金の貸与を受けた場合であっても、へき地等の公立病院等での勤務を希望し、知事が適当と認めた場合には、地域医療従事医師確保修学資金と同様の勤務により、修学資金の返還債務が免除されます。（17頁参照）

- 大学の医学を履修する課程に在学していること

3 申込み手続き

募集期間内に、「山形県医師修学資金貸与申請書（様式第1号）」に、次の書類を添えて申し込みをしてください。

《山形県医師修学資金貸与申請書 添付書類》

- 大学の医学を履修する課程に在学する者であることを証明する書類
（在学証明書など）
- 大学における学業成績を証明する書類
（修業年数が1年に満たない者にあっては、卒業した高等学校における学業成績を証明する書類）
- 健康診断書
（エックス線胸部撮影の結果を明記したもので、申請の日前4月以内に受診したもの）
- 戸籍謄本（申請の日前2月以内に市区町村が発行したもの）
- （地域医療従事医師確保修学資金を希望する場合に限り、）大学入学の前1年間、本人又は親族等（配偶者・一親等の親族に限る。）が県内に居住していることを証明する書類（本人又は親族等の住民票）

※ 申請にあたっては、2名の保証人が必要となります。

1名は、貸与を受けようとする者の親族（親権者など）

もう1名は、成年者であって、貸与を受けようとする者と独立の生計を営み、修学資金を返還できる資力を有する者

《提出先》

〒990-8570

山形県山形市松波2-8-1

山形県健康福祉部地域医療対策課 医師・看護師確保対策室

※封筒に「山形県医師修学資金貸与申請書在中」と明記のこと

- 直接持参の場合

募集期間内の午前8時30分から午後5時15分まで
（土日、祝日を除く。）

- 郵送の場合

簡易書留郵便で郵送すること

（募集期間最終日の当日消印まで有効）

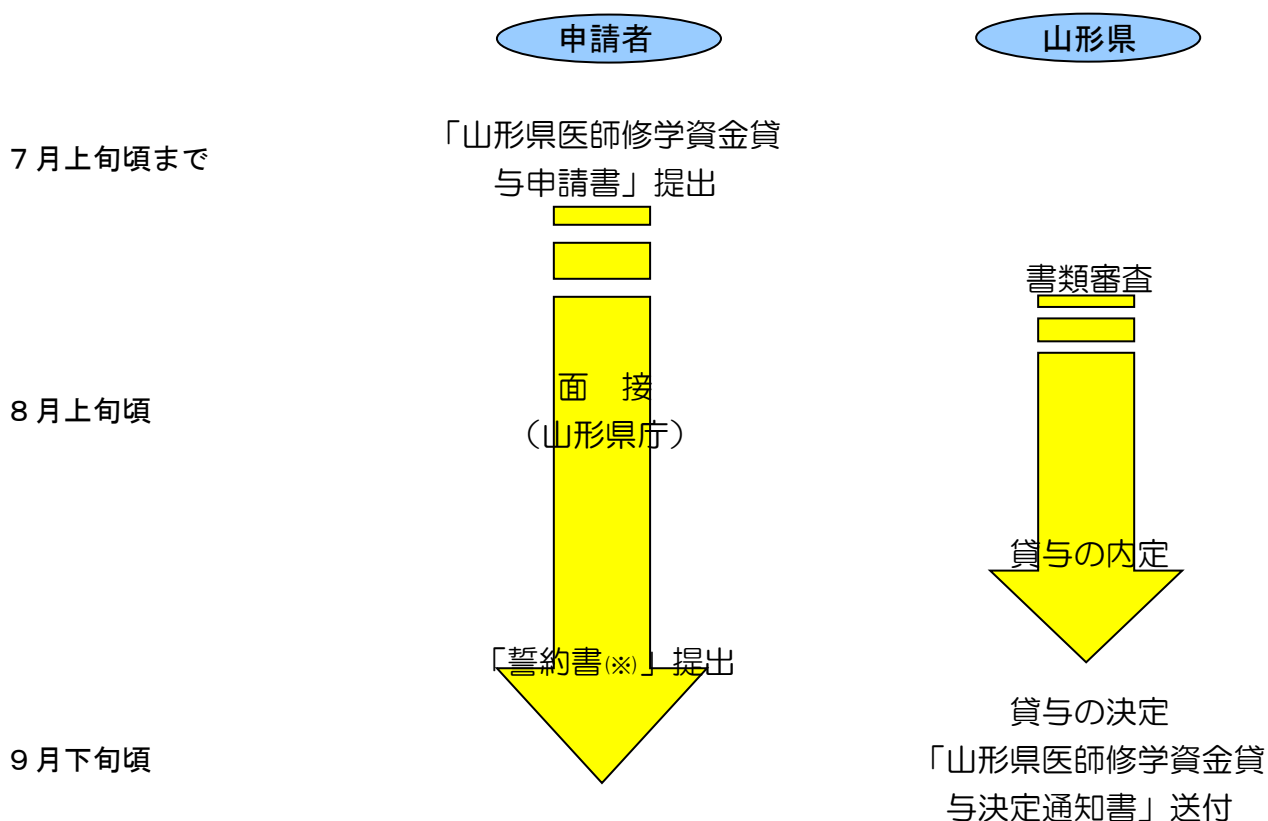
貸与の決定

1 貸与決定までの流れ

申請者から「山形県医師修学資金貸与申請書」の提出があった後、山形県において書類審査を行い、その後、面接を行います。

面接の結果を受けて、修学資金を貸与することが適当であると認めた方には、内定の旨を連絡しますので、連絡を受けた場合には、速やかに「誓約書（様式第2号）」を提出してください。

山形県では、それを受けて、「山形県医師修学資金貸与決定通知書（様式第3号）」により貸与を決定します。（詳しい日程については、各年度の募集要項をご覧ください）



➡ 「誓約書」には

・・・ 保証人の印鑑証明書と保証人の収入を証明する書類（前年分の所得証明書又は源泉徴収票(写)又は確定申告書(写)）を添付すること

2 修学資金の貸与

「山形県医師修学資金貸与決定通知書」には、以下の内容が記載されます。

- 修学資金の種類
- 貸与期間
- 修学資金の額
- 貸与予定日

また、決定した修学資金の年額の4分の1に相当する額を、5月・8月・11月・2月にそれぞれ貸与します。

修学生は、修学資金の貸与を受けた際には、そのつど「借用証書（様式第4号）」を提出する必要があります。

（例）地域医療従事医師確保修学資金 年額 200万円 で決定された場合

- | | |
|-----------|---------------------|
| ● 修学資金の種類 | 地域医療従事医師確保修学資金 |
| ● 修学資金の額 | 金 2,000,000円 |
| ● 貸与期間 | 4月1日から翌年3月31日まで |
| ● 貸与方法 | 第1回 5月（金 500,000円） |
| | 第2回 8月（金 500,000円） |
| | 第3回 11月（金 500,000円） |
| | 第4回 2月（金 500,000円） |

※ 山形県が貸与期間満了の日までに何らかの意思表示をしない場合には、同一の条件で1年間貸与期間が更新されたものとします。
次年度以降も同様です。

※ 貸与1年目については、貸与決定の時期が9月（予定）のため、第1回の貸与時期が9月となり、その際、2回分をまとめて貸与する予定です。

また、貸与期間については、4月1日から貸与されたものとして取り扱います。

貸与の休止・打切り

1 貸与の休止

修学生が休学し、又は停学の処分を受けた場合は、休学し、又は停学の処分を受けた日から復学した日の前日まで修学資金の貸与を行わないものとします。

この場合において、貸与を行わない期間の分として既に貸与された修学資金がある場合には、その修学資金は、当該修学生が復学した日以後の分として貸与されたものとみなされます。

2 貸与の打切り

修学生が以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金の貸与を打ち切ることとします。

- 退学したとき
- 心身の故障のため、修学の見込みがなくなつたと認められるとき
- 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

修学資金の貸与を打ち切られた場合には、修学資金の債務の返還が必要となります。
(18頁参照)

返還の免除

1 返還免除

以下の事項をすべて満たすこととなった場合には、修学資金の返還の債務が全額免除されます。

(1) 地域医療従事医師確保修学資金

- 医師免許を取得した後、直ちに県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院で臨床研修を行うこと（15頁参照）
- 臨床研修修了後、引き続き県内の公立病院等（4頁参照）または山形大学医学部附属病院に勤務すること
- 臨床研修からの引き続く在職期間が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）に達すること
（在職期間のうち、臨床研修修了後の山形大学医学部附属病院の期間は2年を超えないこと）
- 当該在職期間のうち2分の1以上の期間が、へき地等の公立病院等に在職した期間であること

【参考】勤務の例

地域医療従事医師確保修学資金：6年間貸与の場合

		勤務医療機関	勤務内容	
1年目	}	公的医療機関等	臨床研修	
2年目				
3年目	}	山形県立〇〇病院	公立病院等勤務	
4年目		町立〇〇病院	へき地等医療従事	
5年目		山形県立〇〇病院	公立病院等勤務	
6年目		町立〇〇病院	へき地等医療従事	
7年目				
8年目		町立〇〇診療所		
9年目				

地域医療従事医師確保修学資金：5年間貸与の場合

		勤務医療機関	勤務内容
1年目	}	臨床研修	公的医療機関等
2年目			
3年目	}	市立〇〇病院	公立病院等勤務
4年目		町立〇〇病院	へき地等医療従事
5年目			
6年目			
7年目		町立〇〇診療所	
8年目 (6月間)			

地域医療従事医師確保修学資金：1年～4年間貸与の場合

		勤務医療機関	勤務内容
1年目	}	臨床研修	公的医療機関等
2年目			
3年目	}	町立〇〇病院	へき地等医療従事
4年目		山形県立〇〇病院	公立病院等勤務
5年目		町立〇〇診療所	へき地等医療従事
6年目			
7年目		町立〇〇病院	

◎ どのへき地等の公立病院等に勤務するか、などの調整については、『山形県地域医療支援機構』が行います。

(配置調整の流れ(予定))

- ①「人口5万人未満の市町村にある公立病院等」に医師配置ニーズ調査を実施。(6月)
- ②上記ニーズ調査に基づき、配置予定医療機関案を策定。(7月)
- ③「へき地拠点病院連絡調整会議」において全体の従事先医療機関を決定。(8月)
- ④地域医療従事医師と面談し、配置予定医療機関案の中から従事希望先を調査。(9月)
- ⑤地域医療従事医師の従事先医療機関(案)を調整。(～11月)
- ⑥個々の従事先医療機関への配置医師決定の内示。(2月)

※へき地医療従事の際の勤務先については、必ずしも本人の希望どおりとならない場合があります。

(2) 特定診療科医師確保修学資金

- 医師免許を取得した後、直ちに県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院で臨床研修を行うこと（15頁参照）
- 臨床研修修了後、引き続き県内の公的医療機関（4頁参照）の特定診療科または山形大学医学部附属病院の特定診療科に勤務すること
※特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞
- 臨床研修からの引き続く在職期間が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）に達すること
（在職期間のうち、臨床研修修了後の山形大学医学部附属病院の期間は3年を超えないこと）

【参考】勤務の例

特定診療科医師確保修学資金：6年間貸与の場合

		勤務医療機関	勤務内容
1年目	臨床研修	公的医療機関等	臨床研修
2年目			
3年目	公立病院等	山形大学医学部 附属病院	特定診療科研修
4年目			
5年目		市立〇〇病院	特定診療科従事
6年目			
7年目		山形大学医学部 附属病院	特定診療科研修
8年目			
9年目		市立〇〇病院	特定診療科従事

特定診療科医師確保修学資金：5年間貸与の場合

		勤務医療機関	勤務内容
1年目	}	臨床研修	公的医療機関等
2年目			
3年目	}	公立病院等	山形県立〇〇病院
4年目			
5年目			
6年目			
7年目			
8年目 (6月間)			

特定診療科医師確保修学資金：1年～4年間貸与の場合

		勤務医療機関	勤務内容
1年目	}	臨床研修	公的医療機関等
2年目			
3年目	}	公立病院等	山形大学医学部 附属病院
4年目			
5年目			特定診療科研修
6年目			
7年目			

2 在職期間の計算

返還の免除となるためには、「県内の公立病院等に引き続き在職」する必要がありますが、その場合の在職期間については、月単位で計算することとしています。

また、在職期間中に休職、停職又は育児休業の期間（育児短時間勤務等により所定の勤務をしなかった時間を含む。）があるときには、当該期間を在職期間から控除して計算します。

3 大学院への進学

大学院の医学を履修する課程に進学することも可能です。この期間については、在職期間に含まないものとします。

4 県外の医療機関での研修

臨床研修を修了した後に、県外の医療機関で研修(※)を受けることも可能です。この場合の研修期間については、在職期間に含まないものとします。

全ての修学資金共通：1年以内

➡ 「県外の医療機関で研修」とは・・・

以下の医療機関における研修

- ① 独立行政法人国立病院機構が設置する病院
- ② 国立大学法人が設置する病院
- ③ 国立高度専門医療研究センター
- ④ その他知事が高度医療を提供していると認める医療機関

5 専門医資格取得期間の義務年限の猶予

地域医療従事医師確保修学資金について、専門医資格取得等のため（公立病院等又は山形大学医学部附属病院での）後期研修期間を延長することも可能です（知事が適当と認めるものに限る。）。延長する期間については、在職期間に含まないものとします。

6 免除要件の準用

- 特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者が、特定診療科に勤務することを希望せず、かつ、へき地等の公立病院等での勤務を希望する場合、当該修学資金の返還の債務の免除については、地域医療従事医師確保修学資金の免除の例によることとなります（臨床研修を修了する前までに申請が必要）。
- 地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者が、へき地等の公立病院等に勤務することを希望せず、かつ、公的医療機関の特定診療科での勤務を希望する場合、当該修学資金の返還の債務の免除については、特定診療科医師確保修学資金の免除の例によることとなります（臨床研修を修了する前までに申請が必要）。

7 その他の免除

在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職された場合、修学資金の返還の債務が全額免除されます。

8 免除の申請

修学資金の返還の債務の免除を受けようとする場合には、免除の事由が生じた日から起算して20日以内に、「山形県医師修学資金返還債務免除申請書（様式第7号）」に、次の書類を添えて提出してください。

《山形県医師修学資金返還債務免除申請書 添付書類》

- 医師免許証(写)（医師免許を取得していない場合を除く。）
- 履歴書
- 免除事由に該当することを証明する書類
（例）返還免除の場合 勤務医療機関の在職証明書

返還・猶予

1 返還

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、貸与を受けた修学資金に利息(※)を付した額を、当該返還事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に返還しなければなりません。

なお、返還は、月賦による均等払いの方式により行うことが原則ですが、全部又は一部を繰り上げて返還しても構いません。

- 修学資金の貸与を打ち切られたとき（9頁参照）
- 大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得できなかったとき
- 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

➡ 「利息」とは . . . 修学資金の貸与を受けた日の翌日から最後に修学資金の貸与を受けた日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した額
(大学卒業後の期間には利息は付きません。)

2 返還の手続き

修学資金を返還しなければならない者は、当該返還の事由が生じた日から起算して20日以内に「山形県医師修学資金返還明細書（様式第5号）」を提出しなければなりません。

3 返還の猶予

修学資金を返還すべき者が、災害等の事由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合には、当該猶予の事由が存続する間、修学資金の返還の債務の履行が猶予される場合があります。

4 返還の猶予の手続き

債務の履行の猶予を受けようとする者は、猶予の事由が生じた日から起算して20日以内に「山形県医師修学資金返還猶予申請書（様式第6号）」に当該猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

（例）災害の場合 市町村の発行する被災証明書 など

異動と届出

1 大学在学中の届出

(1) 定期届出

毎年4月15日（修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。）までに、前年度の学業成績を証明する書類を提出してください。

(2) 異動届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。

- 氏名又は住所を変更したとき
- 退学したとき
- 留年したとき
- 医学を履修しなくなったとき
- 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
- 休学・停学の処分を受けたとき又は復学したとき
- 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき
- 保証人が死亡したとき又は破産その他保証人として適当でない事由が生じたとき

2 勤務期間中の届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。なお、臨床研修の期間も勤務期間中に含まれます。

- 氏名又は住所を変更したとき
- 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき
- 保証人が死亡したとき又は破産その他保証人として適当でない事由が生じたとき
- 医師免許を取得し、勤務に従事したとき
- 勤務先（特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者にあつては勤務先及び診療科）を変更したとき
- 休職、停職となったとき、または育児休業を取得するとき

資料2

医師国家試験合格者の推移

平成29年4月1日現在

年 度	回 数	受験者数	合格者			不合格者			合格率	国立大学での順位	全国大学での順位
			合格者数の計	左の内訳		不合格者数の計	左の内訳				
				新卒者	既卒者		新卒者	既卒者			
28	111	121(50)	114(48)	108(46)	6(2)	7(2)	5(2)	2(0)	94.2	8位	15位
27	110	136(29)	129(27)	123(26)	6(1)	7(2)	6(1)	1(1)	94.9	5位	17位
26	109	126(27)	118(25)	114(23)	4(2)	8(2)	6(1)	2(1)	93.7	9位	24位
25	108	104(27)	99(24)	92(21)	7(3)	5(3)	2(0)	3(3)	95.2	7位	21位
24	107	95(38)	85(32)	79(30)	6(2)	10(6)	8(4)	2(2)	89.5	32位	54位
23	106	106(41)	98(36)	94(32)	4(4)	8(5)	7(4)	1(1)	92.5	13位	31位
22	105	97(45)	91(39)	85(39)	6(0)	6(6)	3(3)	3(3)	93.8	10位	17位
21	104	106(37)	97(34)	94(34)	3(0)	9(3)	8(3)	1(0)	91.5	15位	32位
20	103	101(43)	96(43)	95(43)	1(0)	5(0)	3(0)	2(0)	95.0	10位	21位
19	102	102(46)	100(46)	97(44)	3(2)	2(0)	2(0)	0(0)	98.0	1位	3位
18	101	98(36)	95(34)	93(33)	2(1)	3(2)	3(2)	0(0)	96.9	3位	6位
17	100	108(46)	105(45)	101(43)	4(2)	3(1)	1(1)	2(0)	97.2	2位	7位
16	99	98(36)	92(34)	89(34)	3(0)	6(2)	5(2)	1(0)	93.9	9位	17位
15	98	95(32)	91(32)	89(32)	2(0)	4(0)	3(0)	1(0)	95.8	5位	8位
14	97	104(36)	101(36)	96(35)	5(1)	3(0)	1(0)	2(0)	97.1	3位	6位
13	96	108(26)	100(24)	95(23)	5(1)	8(2)	3(1)	5(1)	92.6	21位	34位
12	95	125(39)	118(37)	95(30)	23(7)	7(2)	1(1)	6(1)	94.4	10位	18位
11	94	110(41)	82(34)	70(28)	12(6)	28(7)	19(5)	9(2)	74.5	39位	63位
10	93	114(33)	96(26)	84(24)	12(2)	18(0)	14(0)	4(0)	84.2	33位	49位
9	92	121(37)	106(34)	95(31)	11(3)	15(3)	7(1)	8(2)	87.6	31位	60位

* 受験者数には過年度生を含む。 * ()は女子で内数

平成29年度 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修プログラム

I 理念と特徴

1 基本的な診療能力の獲得 ; First Aid と Primary Care

日常診療で頻繁に遭遇する病気や病態に適切に対応できるよう基本的な診療能力を身に付けることができる。

2 たすき掛け研修

必修科、希望科とも大学病院と協力型研修病院の両方で研修できる。

3 医師としての高い倫理観の涵養

医師としての身につけるべき倫理観を実践を通して学べる。

4 外科、救急・麻酔、小児科、産科婦人科 重点コース

将来の専門科を見据えて、重点科を最長13 ヶ月研修できる。

5 個別の指導体制

各研修医を個別のセンター教員が担当し、研修／生活面などについてきめ細かくサポートする。

6 双方向性の評価

指導医から研修医の評価に加え、研修医が指導医の評価を行える。

II 研修制度の概要

1 山形大学医学部附属病院（以下「大学病院」という。）とその協力型臨床研修病院において、卒後2年の間に、必修科目として3分野（内科、救急部門、地域医療）と選択必修科目として5分野（外科、麻酔科、小児科、産科婦人科、精神科）から2つの科目の研修と到達目標の70%以上の達成を義務付ける。

2 研修の最終責任者は、山形大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）とする。

3 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修センター（以下「センター」という。）は、研修プログラムの作成及び調整を行う。

4 各研修医は、研修開始前にセンターと十分協議の上、研修プログラムを作成する。

5 各協力型臨床研修病院の研修科は、センターと密接に連絡を取りながら到達目標の達成に努力する。

III 研修指導体制

1 指導体制：病院長の指導のもとにセンターが実務を行う。

2 研修指導医：適切な指導医の選任と養成に病院として努力する。

① 研修指導医は診療科長が推薦する。

7年以上の臨床経験を有し、プライマリ・ケアの指導に情熱を持つ者。

② 研修指導医の任命権者は病院長とする。協力型臨床研修病院においてはその病院

長に判断を委ねる。

- ③ 研修医は指定された評価表により、研修指導医の評価を行うことができる。
- ④ 研修指導は、センター教員会のメンバーが研修医の担当教員となり、各研修科の指導医とタイアップし、研修の進捗状況をチェックしながら必要な指導を行う。

IV 研修プログラム

1 研修プログラムの種類

プログラムA、プログラムB、外科重点コース、救急・麻酔重点コース、小児科重点コース、産科婦人科重点コースの6種類がある。

「共通事項」

- (1) 大学病院または協力病院で研修する。研修2年間のうち、8か月以上は大学病院で研修を行う。
 - (2) 最初の3か月は大学病院において研修を行う。
 - (3) 必修科目：大学病院で内科の研修を行う場合には、第一内科、第二内科、第三内科を各2か月間（合計で内科6か月）研修を行う。地域医療は、病院、診療所の中から選択する。
 - (4) 選択必修科目：外科の研修を行う場合には、第一外科、第二外科、脳神経外科の中から選択することができる。
 - (5) 希望科：地域保健を希望する場合は、保健所、社会福祉施設、介護老人保健施設等の中から選択して1か月間研修を行い、残りの2か月は他の希望科で研修する。
 - (6) 研修を行う研修科等の順序は、研修医の希望によりセンターが調整する。
 - (7) 大学病院で行う希望科研修については、スケジュールで定められた予定診療科および変更後の診療科に相談のうえ、当該診療科での研修開始1か月前までの申請により変更が可能である。
- ① 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修プログラムA 定員 38 名
- 必修科目と選択必修科目以外についてはすべて自由選択科目とすることにより、早い時期から将来専門とする診療科を中心に、関連の診療科での研修を行うことができるプログラムである。

プログラム責任者：鈴木 民夫

副プログラム責任者：井上 純人、諏佐 真治、林 博史

1年目（必修科目等）順不同				2年目（選択必修科目等）順不同					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
内科	内科	救急	希望科	地域医療	選択必修	選択必修	希望科	希望科	希望科
(大学・協力病院)				(大学・協力病院)					
3か月	3か月	3か月	3か月	1か月	1か月	1か月	3か月	3か月	3か月

- ・ 大学病院または協力病院で研修する。（3か月ごとの入れ替え可能）

ただし、最初の3か月は、大学病院において研修を行う。

- ・⑥、⑦の選択必修科目については、外科、麻酔科、小児科、産科婦人科、精神科の中から、2科目を1か月単位で選択する。
- ・希望科は、山形大学医学部附属病院と協力型臨床研修病院の各診療科および地域保健から選択し、3か月単位で4つの期間に分けて研修する。
- ・地域保健を希望する場合については、希望科の研修期間のうち1月をあてる。
- ・プログラム開始時点で希望科が絞り込めない場合は、2年目大学病院での希望科研修を最長9か月（3か月×3）「希望科自由枠」とすることができる。「希望科自由枠」に関しては、研修医が研修1年目の11月末までに最大3診療科の研修希望科を申請し、センターで調整のうえ12月に研修科が決定される。
- ・なお、到達目標達成度は随時確認し、到達目標に達しない可能性がある場合には、希望科の期間を到達目標達成に必要な科の研修を割りあてることがある。

② 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修プログラムB 定員 2名

必修科目（内科、救急、地域医療）及び選択必修とされた診療科を含めた複数の診療科をスーパーローテート方式で研修することにより、ありとあらゆる病態・疾患の経験を可能としている他、希望科8か月を将来専門とする診療科又は関連の診療科での研修を行うことができるプログラムである。

プログラム責任者：佐藤 慎哉

1年目（必修科目等）順不同				2年目（選択必修科目等）順不同						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
内科	内科	外科	救急	希望科	小児	精神	産婦	地 域 医 療	希望科	希望科
（大学・協力病院）				（大学・協力病院）						
3か月	3か月	3か月	3か月	3か月	1か月	1か月	1か月	1か月	2か月	3か月

- ・大学病院または協力病院で研修する。（3か月ごとの入れ替え可能）
- ただし、最初の3か月は、大学病院において研修を行う。
- ・希望科は、山形大学医学部附属病院と協力型臨床研修病院の各診療科および地域保健から選択し、3か月単位で2回及び2か月単位で1回の3つの期間に分けて研修する。
- ・地域保健を希望する場合については、希望科の研修期間のうち1月をあてる。
- ・なお、到達目標達成度は随時確認し、到達目標に達しない可能性がある場合には、希望科の期間を到達目標達成に必要な科の研修を割りあてることがある。

③ 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修外科重点コース 定員 4名

将来外科を専門とする人のためのコースで、1年目は原則、最初の3か月間で外科を研修した後、必修科目を研修する。2年目については、研修修了後を見据えて、その研修期間の殆どを外科の研修にあてることができるプログラムである。

プログラム責任者：平井 一郎

1年目（必修科目等）順不同				2年目（選択必修科目等）順不同			
外科	内科	内科	救急	地域医療	選択必修	外科	希望科
（大学・協力病院）				（大学・協力病院）			
3か月	3か月	3か月	3か月	1か月	1か月	8か月	2か月

・外科に特化した重点コースとして、1年目は原則、内科、救急及び外科の研修を行う。（3か月ごとの入れ替え可能）

2年目は原則、地域医療及び選択必修科目（麻酔科、小児科、産科婦人科、精神科）から1科目と外科8か月及び希望科2か月（2か月全てを外科あるいは関連する科で研修を行うことが可能）の研修を行う。なお、到達目標達成度は随時確認し、到達目標に達しない可能性がある場合には、希望科の期間を到達目標達成に必要な科の研修に割りあてることがある。

④ 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修救急・麻酔重点コース 定員 2名

将来救急又は麻酔を専門とする人のためのコースで、1年目は原則、最初の3か月間で救急・麻酔を研修した後、必修科目を研修する。2年目については、研修修了後を見据えて、その研修期間の殆どを救急・麻酔の研修に充てることができるプログラムである。

プログラム責任者：中根 正樹

1年目（必修科目等）順不同				2年目（選択必修科目等）順不同			
救急麻酔	救急	内科	内科	地域医療	選択必修	救急麻酔	希望科
（大学・協力病院）				（大学・協力病院）			
3か月	3か月	3か月	3か月	1か月	1か月	8か月	2か月

・救急・麻酔に特化した重点コースとして、1年目は原則、内科、救急及び麻酔の研修を行う。（3か月ごとの入れ替え可能）

2年目は原則、地域医療及び選択必修科目（外科、小児科、産科婦人科、精神科）から1科目と救急・麻酔を8か月及び希望科2か月（2か月全てを救急・麻酔あるいは関連する科で研修を行うことが可能）の研修を行う。なお、到達目標達成度は随時確認し、到達目標に達しない可能性がある場合には、希望科の期間を到達目標達成に必要な科の研修にあてることがある。

⑤ 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修小児科重点コース 定員 2名

将来小児科を専門とする人のためのコースで、1年目は原則、最初の3か月間で小児科を研修した後、必修科目を研修する。2年目については、研修修了後を見据えて、その研修期間の殆どを小児科の研修に充てることができるプログラムである。

プログラム責任者：佐々木綾子

1年目（必修科目等）順不同				2年目（選択必修科目等）順不同			
小児	内科	内科	救急	地域医療	選択必修	小児	希望科
（大学・協力病院）				（大学・協力病院）			
3か月	3か月	3か月	3か月	1か月	1か月	8か月	2か月

・小児科に特化した重点コースとして、1年目は原則、内科、救急及び小児科の研修を行う。（3か月ごとの入れ替え可能）

2年目は原則、地域医療及び選択必修科目（外科、麻酔科、産科婦人科、精神科）から1科目と小児科を8か月及び希望科2か月（2か月全てを小児科あるいは関連する科で研修を行うことが可能）の研修を行う。なお、到達目標達成度は随時確認し、到達目標に達しない可能性がある場合には、希望科の期間を到達目標達成に必要な科の研修にあてることがある。

⑥ 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修産科婦人科重点コース 定員 2名

将来産科婦人科を専門とする人のためのコースで、1年目は原則、最初の3か月間で産科婦人科を研修した後、必修科目を研修する。2年目については、研修修了後を見据えて、その研修期間の殆どを産科婦人科の研修に充てることができるプログラムである。

プログラム責任者：提 誠司

1年目（必修科目等）順不同				2年目（選択必修科目等）順不同			
産婦	内科	内科	救急	地域医療	選択必修	産婦	希望科
（大学・協力病院）				（大学・協力病院）			
3か月	3か月	3か月	3か月	1か月	1か月	8か月	2か月

・産科婦人科に特化した重点コースとして、1年目は原則、内科、救急及び産科婦人科の研修を行う。（3か月ごとの入れ替え可能）

2年目は原則、地域医療及び選択必修科目（外科、麻酔科、小児科、精神科）から1科目と産科婦人科を8か月及び希望科2か月（2か月全てを産科婦人科あるいは関連する科で研修を行うことが可能）の研修を行う。なお、到達目標達成度は随時確認し、到達目標に達しない可能性がある場合には、希望科の期間を到達目標達成に必要な科の研修にあてることがある。

2 プログラム責任者等

研修管理委員会委員長： 山形大学医学部附属病院院長 根本 建二

プログラムA： 皮膚科教授 鈴木 民夫（プログラム責任者）

第一内科助教 井上 純人（副プログラム責任者）

第三内科准教授 諏佐 真治（副プログラム責任者）

精神科准教授 林 博史（副プログラム責任者）

プログラムB： 副センター長 佐藤 慎哉（プログラム責任者）

外科重点コース： 第一外科准教授平 井 一 郎（プログラム責任者）
救急・麻酔重点コース： 救急科准教授中 根 正 樹（プログラム責任者）
小児科重点コース： 小児科准教授佐々木 綾 子（プログラム責任者）
産科婦人科重点コース： 産科婦人科准教授提 誠 司（プログラム責任者）

3 協力型臨床研修病院は次のとおりとする。

- (1) 国立病院機構山形病院（内科、外科、障がい者医療）
- (2) 山形県立河北病院（内科、外科、麻酔科、小児科、緩和ケア、整形外科、リハビリテーション科）
- (3) 山形県立新庄病院（内科、麻酔科、小児科、産婦人科、脳神経外科、皮膚科、放射線科、整形外科、耳鼻科、泌尿器科）
- (4) 公立置賜総合病院（内科、救急、外科、麻酔、小児科、産婦人科、精神科、総合診療科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、病理科）
- (5) 鶴岡市立荘内病院（内科、外科、麻酔科、小児科、産婦人科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科）
- (6) 寒河江市立病院（内科、整形外科）
- (7) 山形済生病院（内科、外科、麻酔科、小児科、産婦人科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、放射線科）
- (8) 東北中央病院（内科、外科、整形外科）
- (9) 三友堂病院（内科、外科、整形外科）
- (10) 篠田総合病院（外科）
- (11) みゆき会病院（整形外科）
- (12) 鶴岡協立病院（内科、小児科）
- (13) 山形県立こころの医療センター（精神科）
- (14) 秋野病院（精神科）
- (15) 千歳篠田病院（精神科）
- (16) 二本松会山形さくら町病院
- (17) 公立高畠病院
- (18) 白鷹町立病院
- (19) 小国町立病院
- (20) 日本海総合病院（内科、救急、外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉、頭頸部外科・整形外科、放射線科）
- (21) 山形市立病院済生館（麻酔科、小児科、産婦人科、脳神経外科、耳鼻いんこう科、泌尿器科）
- (22) 米沢市立病院（内科、救急、外科、小児科、産婦人科、脳神経外科、放射線科、整形外科、眼科、泌尿器科）
- (23) 山形県立中央病院（内科、外科、麻酔、産婦人科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、頭頸部・耳鼻咽喉科、病理診断科、疼痛緩和内科）
- (24) 石巻赤十字病院（内科）

4 地域医療に係る研修協力施設は次のとおりとする。

(ただし、協力型臨床研修病院のうち公立高島病院、白鷹町立病院、小国町立病院
にあつては、地域医療の研修も選択できるものとする)

- (1) 朝日町立病院 (2) 町立金山診療所 (3) 町立真室川病院
(4) 最上町立最上病院 (5) 公立置賜長井病院 (6) 公立置賜南陽病院
(7) 北村山公立病院

5 地域保健に係る研修協力施設は次のとおりとする。

- (1) 山形県村山保健所 (2) 介護老人保健施設サンプラザ米沢
(3) 老人保健施設のぞみの園 (4) 公益財団法人やまがた健康推進機構

6 協力型臨床研修病院・研修協力施設への連絡

研修開始予定日の3か月前までに、センターから当該病院へ連絡するものとする。

V 研修医の募集

卒後臨床研修プログラムをマッチングに公開し、全国から募集する。

- 1 研修医の定員 1年当たり50名を採用する。
2 研修医の選抜方法 センターが面接による選考試験を実施し、マッチングにより決定する。

VI 研修医の処遇

山形大学医学部附属病院の医員(研修医)として採用し、病院は研修環境の整備に努力する。協力型臨床研修病院においても研修医として採用する。

- (1) 常勤・非常勤の別 非常勤

- (2) 給与等 1年次 約320,000円/月(臨床研修手当を含む)

2年次 約320,000円/月(臨床研修手当を含む)

賞与 無

時間外手当 無

休日手当 無

宿日直手当 有

- (3) 勤務時間 8:30 ~ 17:00 時間外勤務: 無

※医師という職業の特殊性から柔軟性が必要と思われる。

詳細は各診療科の診療業務に従うものとする。

- (4) 休暇 有給休暇(1年次 10日/年、2年次 11日/年)

夏季休暇 有

年末年始 有

- (5) 当直 2~3回/月

- (6) 研修医の宿舎 研修医専用のレジデントハウス(平成24年新築)を利用できる。

(住居手当支給: 無)

- (7) 研修医室 1室(パソコンやテレビ、個人毎のロッカーなどを備え付けている)

- (8) 公的医療保険 全国健康保険協会管掌健康保険

- (9) 公的年金保険 厚生年金
- (10) 労災保険 有
- (11) 雇用保険 有
- (12) 健康管理 健康診断 1回／年
- (13) 医師賠償責任保険 病院で加入のほか個人加入を積極的に勧める。
- (14) 外部の研修活動 学会、研究会等へ参加：可（参加費用支給：無）
- (15) その他 研修医はアルバイトを禁止するものとし、臨床研修に専念しなければならない。

VII 臨床研修の評価

- 1 センターは研修手帳などを発行し、研修医は各診療科・施設での研修修了時に自己、指導医、スタッフ、診療科長が研修手帳に評価を記録する。
 - ① 行動目標
 - ② 経験すべき診察法・検査・手技
 - ③ 経験すべき症状・病態・疾患
 - ④ 特定の医療現場の経験
- 2 研修修了時にセンターがEP0C（オンライン研修システム）等を用い評価を行い、病院長に上申する。病院長は、研修管理委員会にて判定を行い、研修を修了したと認定された研修医に対して臨床研修修了証を与える。

VIII 問い合わせ先

〒990-9585 山形市飯田西2-2-2
山形大学医学部総務課卒後臨床研修担当
T E L : 023-628-5017
F A X : 023-628-5019
Email : isokoho@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

東北地区大学病院のマッチング状況

病 院 名	H22 マッチ数	H23 マッチ数	H24 マッチ数	H25 マッチ数	H26 マッチ数	H27 マッチ数	H28 マッチ数
弘前大学医学部附属病院	6	11	7	10	13	5	9
岩手医科大学附属病院	9	8	4	6	10	7	19
東北大学病院	16	14	17	19	13	16	18
東北医科薬科大学病院	—	—	—	—	—	0	1
秋田大学医学部附属病院	13	18	19	18	7	16	8
山形大学医学部附属病院	28	33	22	25	31	29	39
福島県立医科大学附属病院	18	14	18	12	8	17	14

